

平成 21 年 7 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 日本ベンチャーキャピタル協会

「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見書

今般、標記論点整理に対する当協会の意見を下記の通りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

本論点整理論点 2-4 について、ベンチャーキャピタルの投資先である未公開企業の株式に関して以下の意見を申し上げます。

○ベンチャーキャピタルの投資先である未公開企業の株式についての減損処理の取扱い（論点 2-4）に対する意見

- ・本意見書は、国際的な会計基準の動向を対象とせず、未公開株式について、現行の我が国における有価証券の減損処理の枠組みが維持される場合を、前提としている。
- ・以下、「ベンチャーキャピタル」を「VC」、「ベンチャーキャピタルの投資先である企業の未公開株式」を「VC 投資先株式」という。

1. VC 投資先株式についての、我が国の減損処理の基本的な考え方について見直すべき点

(1) 現行の会計規準

- ・本論点整理第 84 項表 4 によれば、「減損損失の認識要件」として、「公正価値の著しい下落」とされている。
- ・また、現行の会計規準では、「公正価値を把握することが極めて困難と認められるものについても、公正価値の代わりに、発行会社の財政状態等の悪化により実質価額が著しく低下したときなどを減損損失の認識要件として」いる（本論点整理第 94 項）。
- ・金融商品会計に関する実務指針第 92 項によれば、「財政状態とは、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した 1 株当たりの純資産額をいい、財務状態の悪化とは、この 1 株当たりの純資産額が、当該株式を取得したときのそれと比較して相当程度下回っている場合をいう。」とされ、「通常は、この 1 株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額が当該株式の実質価額である」とされている。また、「市場価格のない株式の実質価額が『著しく低下したとき』とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて 50%程度以上低下した場合をいう。」とされている。

(2) 現在の VC 投資における取得価額

- ・現在の VC 投資価額は、1 株当たりの純資産額（BPS）を基礎とする算定は少なく、当該株式の将来キャッシュフローの現在価値等を基礎とする算定によって BPS を上回る価額が一般的である。

(3) VC 投資先株式の減損処理の現状

- ・現行の減損処理基準では、事業計画達成の遅れが直ちに超過収益力の毀損とされ、機械的に BPS までの減損を求められるケースが多発している。
- ・また、「回復可能性」や「超過収益力」に関する見解をめぐって、GP と監査法人で行う協議の作業負担が増しており、見解の相違も一部起きている。

(4)VC 投資先株式の減損処理の問題点

- ・「公正価値を把握することが極めて困難」であるとはいえ、「公正価値の代わりに」BPS を基礎とする現行の会計規準では、VC 投資先企業の実態を正しく表示しているとは言い難く、過度に保守的な会計となっている恐れがある。

2. VC 投資先株式についての減損損失の認識及び測定の方法

- ・キャピタルゲインを目的とするベンチャー投資が広く一般的に行われていることからして、減損損失の認識及び測定において BPS を基礎とする現行の会計規準は実態に合っているとはいえず、BPS を基礎とする原則を見直す（例えば、将来キャッシュフロー等を基礎とする原則、等への見直し）必要があるものと考えられる。
- ・上記原則の見直しとともに、減損処理の実務ガイドライン等を設定し、金融商品に関する会計基準の適用に当たって、企業間で格差が生じないような措置を講ずることが望まれる。
- ・仮に BPS を基礎とする原則が見直されない場合であっても、1. (3)に記述した GP と監査法人の協議作業負担の軽減、及び、1. (4)に記述した問題点を解決するため、例えば、金融商品会計に関する Q&A Q33（市場価格のない株式の減損処理）に、次のような文章を加入することも一考と思料される。「特に、ベンチャーキャピタルの投資先については、減損処理の判定にあたり、その後の業績が事業計画等を大幅に下回っているとしても、①当該会社の事業展開能力が保持されているかどうかを検討したり、②第三者割当増資等を概ね過去 1 年以内に行っている場合はその株価を勘案するなど、過度に保守的な会計処理とならないように留意する必要があります。」
- ・上記①については、減損損失の認識において、VC 投資の特性上、その後の業績が事業計画等を大幅に下回っていれば直ちに「公正価値の著しい下落」と断じることができないことから、「事業展開能力」といった概念も有用と考えられ、設けるものである。
- ・上記②については、減損損失の測定において、より簡便的な手法として、非合理でない限り、直近の売買事例が参考となりうることから、設けるものである。

3. 減損損失後の会計処理

- ・他方、どのような減損処理の実務ガイドラインを示したとしても、VC 投資の場合は、その判定が困難な局面に遭遇することが予想される。当該ガイドラインが示された場合、一時的にそのような状況にあれば、減損処理を行うこと自体はやむを得ないとしても、将来的に当該ガイドラインの示す状況から脱却した場合には、取得原価までの戻し入れを認めることが考えられる。

以上